



発行
東京都

目次

告示

○生活保護法による介護機関の指定……………

……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…一

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二

正誤

○令和三年十二月十六日付東京都告示第千四百八十三号……………

……………三

告示

●東京都告示第千三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚

生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十月十八日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340855379	有限会社エド川薬局	東京都台東区上野桜木1-14-30	タイム薬局	東京都江東区東砂5-3-14	居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1340855379	有限会社エド川薬局	東京都台東区上野桜木1-14-30	タイム薬局	東京都江東区東砂5-3-14	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1340650721	有限会社上野薬局	東京都台東区上野3-17-5	有限会社上野薬局	東京都台東区上野3-17-5	居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1340650721	有限会社上野薬局	東京都台東区上野3-17-5	有限会社上野薬局	東京都台東区上野3-17-5	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1373600657	株式会社K R L	東京都三鷹市新川6-9-28 S Sビル	介護ショップ まざあぐーす	東京都三鷹市新川6-20-2 杏林大学医学部付属病院第2病棟1階	介護予防福祉用具貸与	令和4年7月1日
1373600657	株式会社K R L	東京都三鷹市新川6-9-28 S Sビル	介護ショップ まざあぐーす	東京都三鷹市新川6-20-2 杏林大学医学部付属病院第2病棟1階	特定福祉用具販売	令和4年9月1日
1373600657	株式会社K R L	東京都三鷹市新川6-9-28 S Sビル	介護ショップ まざあぐーす	東京都三鷹市新川6-20-2 杏林大学医学部付属病院第2病棟1階	特定介護予防福祉用具販売	令和4年9月1日
1341955012	有限会社まい企画	東京都板橋区坂下2-26-19	とも薬局	東京都板橋区成増5-18-4 第一サニーハイツ相枝102	居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1341955012	有限会社まい企画	東京都板橋区坂下2-26-19	とも薬局	東京都板橋区成増5-18-4 第一サニーハイツ相枝102	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1345050679	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 永山店	東京都多摩市永山6-8-2 シャイン北島1-106号	居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1345050851	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 落川店	東京都多摩市落川1332	居宅療養管理指導	令和4年9月1日
1345050851	株式会社メディックス	東京都八王子市元横山町1-2-3	しんわ薬局 落川店	東京都多摩市落川1332	介護予防居宅療養管理指導	令和4年9月1日

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和四年十月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

東大和市清水六丁目千四百四十
 二番一、千四百四十三番一、同
 十九号
 番二及び同番三の各一部（第
 一工区）
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

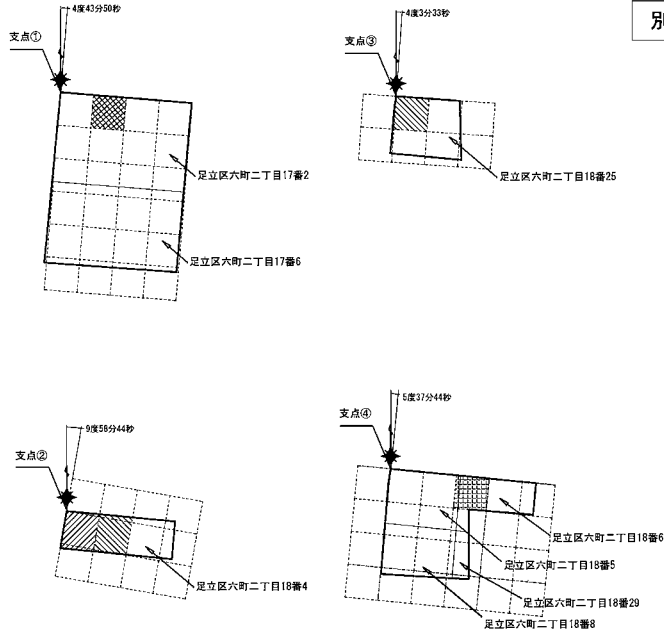
羽村市緑ヶ丘三丁目二十三番
 十九及び同番二十
 武蔵野市境二丁目二番二号
 株式会社飯田産業
 代表取締役 築地 重彦







福生市大字福生字加美千二百
 九十七番二及び千二百九十八
 番九
 練馬区石神井町二丁目二十
 六番十一号
 一建設株式会社
 代表取締役 堀口 忠美

正 誤

○令和三年十二月十六日付東京都告示第千四百八十三号
 三ページ下段の別図を次のように訂正する。

別図



- 【凡例】**
-  指定を解除する区域
 -  形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第782号により指定した区域)
 -  形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第5号により指定した区域)
 -  形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第334号により指定した区域)
 -  単位区画線
 -  筆境界線

- 【支點】**
- 支點①は、足立区六町二丁目17番2の最北端とする。
 - 支點②は、足立区六町二丁目18番4の最北端とする。
 - 支點③は、足立区六町二丁目18番25の最北端とする。
 - 支點④は、足立区六町二丁目18番5の最北端とする。

- 【格子の回転角度】**
- 支點①は、4度43分50秒(足立区六町二丁目17番2)
 - 支點②は、9度58分44秒(足立区六町二丁目18番4)
 - 支點③は、4度3分33秒(足立区六町二丁目18番25)
 - 支點④は、5度37分44秒(足立区六町二丁目18番5)
- 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

